

登録番号	特定登録調査機関の名称	変更後の先行技術調査業務を行う事務所の所在地
第5号 第8号	株式会社パソナグループ	大阪本部 大阪府大阪市中央区淡路町四丁目2番15号 東京分室 東京都千代田区大手町二丁目6番2号

○国土交通省告示第三百六十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十四日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十四日

国土交通大臣 石井 啓一

線名
供用
開始
の
区
間

供用開始の期日

東北縦貫自動車道弘前線 奥州市前沢区字裏新田二番六

○平成二十九年四月二十五日

○国土交通省告示第三百六十六号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖繩総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十四日

国土交通大臣 石井 啓一

1の表中

海岸環境整備事業費	海岸環境整備事業費補助	港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾に係るものを除く。
海岸事業費	海岸保全施設整備事業費補助	港湾法第二条第二項に規定する地方港湾（以下「地方港湾」という）に係るものに限る。
北海道開発事業費		
離島振興事業費	海岸事業費補助	
沖繩開発事業費		

を

総合的物流体系整備推進費	港湾機能高度化事業費補助金	港湾法第二条第二項に規定する地方港湾（以下「地方港湾」という）に係る事業に限る。
海岸環境整備事業費	海岸環境整備事業費補助	港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾に係るものを除く。
海岸事業費	海岸保全施設整備事業費補助	地方港湾に係るものに限る。
北海道開発事業費		
離島振興事業費	海岸事業費補助	
沖縄開発事業費		

に

「〔密集市街地総合防災事業（密集市街地総合防災事業として行うスマートウエルネス住宅等推進事業及び住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業を除く。）を〔密集市街地総合防災事業（密集市街地総合防災事業として行うスマートウエルネス住宅等推進事業を除く。）に改める。〕」

2の表中

総合的物流体系整備推進費		国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金
総合的物流体系整備推進費		国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金
1の表に掲げるものを除く。		

に

都市再生・地域再生整備事業費	市街地再開発事業費補助	都市再生推進事業費補助	都市機能立地支援事業費補助
		国際競争拠点都市整備事業のうち 国際競争流通業務拠点整備事業に ついては 次の各号に掲げるものを除く。	一 調査・評価等事業 二 事務事業

を

都市再生・地域再生整備 事業費	市街地再開発事業費 補助	次の各号に掲げるものを除く。 一 景観まちづくり刷新支援事業 二 国際競争拠点都市整備事業 （国際競争流通業務拠点整備事業として行う調査・評価等事業及び事務事業に限る。）
都市機能立地支援事業費補助	都市再生推進事業費補助	

に改め、

同表中「社会資本整備円滑化地籍整備事業を除く。」を削り、同表中

道路交通安全対策事業費 北海道開発事業費	臨時道路除雪事業費 補助	
-------------------------	-----------------	--

を

道路交通安全対策事業費	臨時道路除雪事業費	
北海道開発事業費	補助	
道路交通安全対策事業費	補助	

に改める。

附
則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十九年年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十八年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。